

静岡市工事検査員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市が行う工事の適正な実施を確保するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による検査に当たる工事検査員(以下「検査員」という。)の任命、職務、検査の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2条 検査員は、市職員のうちから市長が命ずる。

(組織)

第3条 検査員は、建設局土木部技術政策課に配置する。

2 検査員は、上司の命令を受けて、その職務に従事する。

(平16規則30・平17規則53・平20規則8・平21規則21・一部改正)

(職務)

第4条 検査員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 工事の完成検査、既済部分検査その他の検査に関すること。

(2) 工事の査察に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に命ぜられたこと。

(工事の検査の方法)

第5条 検査員は、契約書及び静岡市建設工事請負契約約款(以下「約款」という。)並びに仕様書、設計書及び図面(現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。)に基づき工事執行の状況を検査するものとし、必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

2 検査には、当該工事の監督員及び受注者その他必要と認める関係者の立会いを求めなければならない。

(検査実施後の措置)

第6条 検査員は、工事が検査に合格したと認めるときは、別に定める検査復命書及び検査報告書により、その結果を市長に復命しなければならない。

2 検査員は、検査の結果、工事の施工が契約書及び約款並びに設計図書に基づいて行われていないと認めるときは、上司に報告し、必要な措置を講じなければならない。

(工事の査察)

第7条 検査員は、検査の判定を厳正かつ的確に行うため、必要に応じ査察を行うものとする。

(検査に必要な書類の提出)

第8条 工事の契約担当課長は、請負契約を締結したときは、遅滞なく検査に必要な書類を建設局土木部技術政策課長に提出しなければならない。設計変更、工期延長等の契約内容に変更があった場合についても、同様とする。

(平16規則30・平20規則8・平21規則21・一部改正)

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、検査員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 30 号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 53 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 21 日規則第 8 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 18 日規則第 21 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 12 日規則第 78 号）

この規則は、公布の日から施行する。